

東浦町社会活動災害補償制度「東浦町ふれあい制度」取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に活動の拠点を置く団体等が行う社会活動中の事故について、東浦町社会活動災害補償制度（以下「ふれあい制度」という。）をもって補償することにより、社会活動の健全な発展を図るとともに地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体等 町民により自主的に組織された団体等をいう。
- (2) 社会活動 団体等が自主的に行う地域社会活動、社会教育活動、青少年健全育成活動、社会福祉活動等で公共性のある計画的又は継続的な活動をいう。ただし、特定の政党若しくは宗教に係る活動、営利を目的とする活動又は職業として行う活動は除く。
- (3) 指導者等 団体等において、社会活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者をいう。
- (4) 参加者 社会活動に直接参加する者をいい、見物人及び自発性のない乳児等は含まない。

(補償対象者)

第3条 ふれあい制度は、町（町で設立した法人を含む。以下同じ。）、団体等、指導者等及び参加者を補償対象者として、町が損害保険会社（以下「保険会社」という。）と契約を締結する。

(補償対象事故)

第4条 ふれあい制度の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 賠償責任事故 社会活動中に指導者等の過失により、社会活動の参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、当該指導者等が法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。
- (2) 傷害事故 社会活動中（出発場所、集合場所又は解散場所と、指導者等又は参加者の住居との通常の経路の往復途上を含む。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故で社会活動中の指導者等及び参加者が死亡し、又は負傷した事故をいう。

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事故についてはふれあい制度の対象としない。

- (1) 賠償責任事故の場合
 - ア 指導者等の親族に対する事故
 - イ 指導者等が所有し、使用し、若しくは管理する車輛又は動物による事故
 - ウ その他賠償責任保険普通保険約款等に定める事故

(2) 傷害事故の場合

- ア 指導者等及び参加者の故意による事故
- イ 指導者等及び参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- ウ 指導者等及び参加者の無資格運転又は酒酔い運転による事故
- エ 指導者等及び参加者の脳疾患、疾病又は心身喪失による事故
- オ 細菌性食中毒による事故
- カ 山岳登山、リュージュ、ボブスレー、グライダー操縦、スカイ ダイビング、スキューバダイビング、外洋におけるヨット操縦、パラセール搭乗、ハンググライダー搭乗、飛行船搭乗その他これらに類する危険な運動による事故
- キ 他覚症状のないむちうち症（頸部症候群）又は腰痛
- ク 意思無能力者の事故
- ケ 学校及び保育園の管理下中の事故
- コ P T A活動中の事故
- サ 児童クラブ及びアフタースクール中の児童の事故
- シ 地震、噴火、津波及び核燃料物質による汚染
- ス その他費用・利益保険普通保険約款等に定める事故

(賠償責任事故のてん補額及び限度額)

第6条 賠償責任事故のてん補額は、一回の事故につき損害賠償金及び町が認めた費用の合計額から1,000円を控除した額とする。ただし、次に掲げる額を限度額とする。

- (1) 身体賠償 1名・1事故につき5億円（生産物賠償については期間中5億円）
- (2) 財物賠償 1事故につき5億円（生産物賠償については期間中5億円）

(死亡補償金)

第7条 補償対象者が傷害事故に起因して当該事故の日から180日以内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し死亡補償金として1人につき300万円が支払われる。ただし、当該事故の日前から存在していた身体障害若しくは疾病若しくは当該事故以外の原因による身体障害又は治療を怠った若しくはその者の法定相続人が治療をさせなかったことにより、この額を支払うことが適当でないと認めるときは、その事由がなかったときに相当する金額を減額する。

(後遺障害補償金)

第8条 補償対象者が傷害事故に起因して当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対し後遺障害補償金が支払われる。

- 2 後遺障害補償金は一時金とし、その額は後遺障害の程度により300万円に保険会社が定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の後遺障害補償金の額の規定は、前条ただし書の規定を準用する。この場合において、同条ただし書中「その者の法定相続人」とあるのは、「補償対象者を保護する者」と読み替えるものとする。

(入院補償金及び通院補償金)

第9条 補償対象者が社会活動中の事故に起因して負傷した場合には、その者に対し入院補償金又は通院補償金を支払うものとする。

2 入院補償金及び通院補償金は、入院又は通院して治療に要した日数1日につき次に掲げる額とし、入院補償金にあつては事故の日から180日を限度とし、通院補償金にあつては事故の日から180日までの間において90日を限度とする。

(1) 入院補償金日額 3,000円

(2) 通院補償金日額 2,000円

3 前項の入院補償金及び通院補償金の額の規定は、第7条ただし書の規定を準用する。この場合において、同条ただし書中「その者の法定相続人」とあるのは、「補償対象者を保護する者」と読み替えるものとする。

(事故報告)

第10条 団体等は、社会活動中に事故が発生したときは速やかに東浦町ふれあい制度事故報告書(第1号様式)により事業所管課に報告し、報告を受けた課は速やかに町長へ報告するものとする。ただし、団体等において所管課が不明の場合は直接住民協働の推進に関する事務を所掌する課(以下「所管課」という。)の長に報告するものとする。

(事故の判定)

第11条 町長は、前条の事故報告書が提出された場合において、当該事故について調査し、社会活動中の事故であると認定するにあたって、事実関係を審査する必要があると認めたときは、東浦町社会活動事故判定委員会(以下「判定委員会」という。)に諮るものとする。

2 町長は、判定委員会の判定に基づき、当該事故が社会活動中の事故と認定した場合には東浦町ふれあい制度事故証明書(第2号様式又は第3号様式)により補償対象者及び保険会社に通知するものとする。

(補償金の請求)

第12条 賠償責任事故にかかる補償金の請求は、指導者等と被害者との間で法律上の問題が解決した後、指導者等が町を經由して保険会社に請求するものとする。

2 傷害事故にかかる補償金の請求は、傷害が完治した後、当該事故に係る補償対象者が町長に行うものとする。ただし、補償対象者が死亡した場合は法定相続人が、町長に行うものとする。

(所管課)

第13条 この要綱に定める事務は、事故報告については事業所管課及び所管課で処理し、その他については所管課で処理する。

(準用規定)

第14条 この要綱に定めるもののほか、ふれあい制度については、賠償責任保険普通保険約款、費用・利益保険普通保険約款等の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行し、この要綱施行の日以降の社会活動から

適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

東浦町ふれあい制度 事故報告書

東浦町長 _____年 月 日

社会活動中に事故が発生しましたので、東浦町ふれあい制度の適用を受けたく報告します。

団体名	指導者等 又は代表者
住所	電話 () -
事故の種類	<input type="checkbox"/> 損害賠償責任事故 ・ <input type="checkbox"/> 傷害事故
事故発生の日時	午前 _____時 _____分 ころ 年 月 日 () 午後
事故発生の場所	
当日指導者等の住所	電話 () - 年 月 日生
当日の社会活動の内容	
事故発生の状況	事故発生現場の見取図

- ※添付
1. 団体の概要を把握できる資料
 2. 当日の活動が説明できる資料
 3. 当日の指導者等参加者の名簿

課長	補佐・係長	係	受付欄	担当課長	担当課受付欄

負傷者（死亡者）又は被害者	
住所	電話 () -
氏名	年 月 日生
保護者氏名（未成年者のみ）	
遺族代表者	
住所	電話 () -
氏名	死亡者との続柄
身体障害の状況	
傷病名	
入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (延べ 日間) 確定 ・ 見込
通院期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (延べ 日間) 確定 ・ 見込
医療機関名	
名称	
所在地	電話 () -
財物損害の状況	
財物名	
所在地	
損害額	円 確定 ・ 見込

[町証明欄]

様
この損害賠償・傷害事故は、社会活動中の事故と認め証明します。
年 月 日
東浦町長

第 2 号 様 式 （ 第 11 条 関 係 ）

東 浦 町 ふ れ あ い 制 度 事 故 証 明 書

第 一 号
年 月 日

様

東 浦 町 長

下 記 の 損 害 賠 償 事 故 は 、 社 会 活 動 中 の 事 故 と 認 め 証 明 し ま す 。

団 体 等 団 体 名	代 表 者 名
住 所	電 話 ー ー
事 故 発 生 日 時	年 月 日 () 午 前 ・ 午 後 時 分
事 故 発 生 場 所	
被 害 者	
住 所	電 話 ー ー
氏 名	生 年 月 日 年 月 日
財 物 損 害 の 状 況	
社 会 活 動 の 内 容	
事 故 発 生 状 況	

第 3 号様式（第 11 条関係）

東浦町ふれあい制度事故証明書

第 ー 号
年 月 日

様

東浦町長

下記の傷害事故は、社会活動中の事故と認め証明します。

団体等団体名	代表者名
住所	電話 ー ー
事故発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
事故発生場所	
負傷者（死亡者）	
住所	電話 ー ー
氏名	生年月日 年 月 日
遺族代表者	
住所	電話 ー ー
氏名	生年月日 年 月 日
社会活動の内容	
事故発生状況	